

令和 8 年度群馬県産品 E C サイト構築・運用業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、群馬県（以下「県」という。）が発注する「令和 8 年度群馬県産品 E C サイト構築・運用業務委託」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

2. 業務名

令和 8 年度群馬県産品 E C サイト構築・運用業務

3. 業務目的

本事業では、県産品に特化した E C サイトを開設し、管理運営を行うことで、県内中小事業者の E C 参入を支援しながら県産品の発信と販路拡大を図ることを目的とする。

4. 業務内容

受託者は上記目的の達成のため、以下の業務を実施する。

(1) 基本設計及び名称等に関する協議

- ① 基本的なサイトの設計・デザイン等について、県と速やかに協議を行うこと。
- ② 上記の協議内容やサイトの特色に沿ったサイト名称を考案・提示すること。

(2) E C モールへの出店

- ① 県と包括連携協定を締結する楽天グループ株式会社が運営する E C モール「楽天市場」に、県公式の県産品通販サイトを出店すること。
- ② 県の強みや独自性を打ち出したサイトを構築すること。

(3) 出店事業者の募集・審査

- ① 県内事業者に対する出店事業者向け説明会を実施し、年間 100 社のサイト参加事業者を募ること。説明会の実施にあたっては県とあらかじめ協議し、広く県内事業者への周知を行うこと。
- ② 県との協議の下、当事業への参加に係る審査基準を設け、県産品の取り扱いやサイトの理念に準ずる商品を取り扱う事業者を選定すること。

(4) 出品者ページ制作支援

- ① 選定した事業者に対し、出品者ページの作成やサイト参入に係る費用等の支援を実施し、中小事業者や E C サイトに不慣れな事業者が参入できる機会を創出すること。
- ② 県の強みを活かしたギフト商品の構築等、サイト独自の取り組みが行われるよう支援すること。

(5) 通販サイトの管理運営

- ① 円滑な受発注や商品発送、問合せ対応等、必要な運営体制を整備すること。
- ② 業務状況を把握し、課題がある場合は、スピード感を持って的確に対応すること。
- ③ より多くの消費者に群馬県産品の魅力を訴求し、購買意欲を高めるため、効果的な広告誘導及びPR施策を行うこと。

(6) プロモーションの実施

- ① ECモールのキャンペーンと連動したプロモーション等、当サイトの購買を促進する催しを実施すること。
- ② プロモーションの企画にあたっては、県公式キャラクター「ぐんまちゃん」にちなんだ購買キャンペーン等、県の強みや魅力を活かしたものとすること。

(7) 効果検証・購買データの活用

- ① 出品者や大手ECモール等に対し、定期的に調査を実施し、本委託事業における実績や課題、評価等を把握・分析すること。
- ② 県産品通販サイトでの購買データを収集・分析し、県に対して提出すること。
また、購買データで取得した情報をサイト運営に活かし、商品ページ等の改善や今後の運営方針に役立てること。

6. 委託期間（履行期限）

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

7. 業務完了報告

(1) 納入成果物

業務完了後速やかに、次に掲げる書類について、紙媒体または電子データにて提出すること。

- ① 実績報告書
- ② その他業務実績内容の説明に必要と思われる書類一式

(2) 提出場所

群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課
群馬県前橋市大手町1-1-1

8. 見積上限額

9,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

9. 特記事項

- (1) 業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、県の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

- (2)受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3)業務の処理にあたり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。
- (4)業務にあたり、著作権の手続きが必要な場合、必ず了承を得て提出すること。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、県は一切の責任を負うものではない。成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。申立を受けた場合、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5)本業務の履行に伴い発生する全著作物（第三者があらかじめ著作権を保有しているものを除く。）に関する一切の権利は、県に帰属すること。ただし、受託者が独自のノウハウに基づき作成した制作物（商品写真、紹介記事等）については、受注者または発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。なお、この場合において、双方は相手方の事前承諾を得ることなく、当該著作物を無償で自由に利用（第三者への使用許諾を含む）できるものとする。

10. その他

- (1)委託期間中及び委託期間の終了後において、県が必要と認める場合は、受託者に対し、この業務に関し必要な報告を求めることができる。
- (2)本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (3)本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議し、これを解決する。
- (4)著しい経済情勢の変動等により、本業務の一部又は全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本業務に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (5)本業務は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する予定であり、業務で使用した帳票類は翌年度から5年間保管すること。
- (6)県は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。